

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 久井大樹 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号 取締役 大川二郎
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 906台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 401台
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 775台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 53台
- 4 変更年月日 令和6年3月14日
- 5 変更の理由 アについては従業員用隔地駐車場を返還し施設内で確保するため、イについてはお客様の利便性向上のため。
- 6 届出年月日 令和5年7月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和5年7月28日から令和5年11月28日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年11月28日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号